

「RYOYO AI Techmate Program」の利用検討時における秘密情報の取扱い方針

菱洋エレクトロ株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客様が「RYOYO AI Techmate Program」の利用検討(以下「本目的」といいます。)のため、当社へ開示する本秘密情報(第1条第1項に定義します。)に関し、以下のとおり秘密保持義務を遵守します(以下「本方針」といいます。)

第1条(秘密情報)

1. 「本秘密情報」とは、本目的に関して、お客様が当社に対し、文書、口頭及びその他の方法によるかを問わず開示する、次の各号のいずれかに該当する情報及びお客様が本目的を実施している事実をいいます。
 - (1) 「秘」「Confidential」を表示することその他の方法で、秘密である旨が明示された情報
 - (2) 開示と同時又は開示後5営業日以内に、お客様が別途書面(電子メールその他の電磁的記録を含みます。)で秘密である旨を当社に通知した情報
2. 前項の規定にかかわらず、開示された情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、本秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 当社が受領したとき既に当社が合法的に保持又は了知していた情報
 - (2) 当社が受領したとき既に公知であった情報又は当社の責任によることなく公知となった情報
 - (3) 当社が正当な権限を有する第三者から、守秘義務を負わずに入手した情報
 - (4) 当社がお客様から開示を受けた情報を利用することなく独自に開発した情報

第2条(秘密保持義務)

1. 当社は、本秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって秘密を保持するものとし、本目的以外の目的のために使用せず、お客様の事前の書面による承諾なしに、これを第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、日本若しくは外国の法令若しくは規則の定めに基づき、又は権限ある官公庁、自主規制機関、証券取引所、裁判所その他の公的機関(以下「官公庁等」といいます。)による要求に従い、本秘密情報を開示する場合は、この限りでないものとします。この場合、当社は、直ちにその旨をお客様に通知するものとし、本秘密情報が機密を保持すべきものであることを示して必要最小限の範囲で当該官公庁等に開示するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、お客様の事前の書面による承諾なくして、本目的のために必要最小限の範囲で、本秘密情報を知る必要がある当社及び当社親会社の役員又は従業員に対してのみ、本秘密情報の内容を開示し、又は利用させることができるとします。この場合、当社は、本秘密情報を取り扱う当社及び当社親会社の役員・従業員に前項の秘密保持義務を遵守させると共に、これらの者による秘密保持義務の履行につき一切の責任を

負うものとします。

3. 当社は、本秘密情報が第三者に漏洩した場合又はその疑いがある場合、本秘密情報を紛失した場合又はその疑いがある場合、本目的以外の目的で本秘密情報が利用された場合又はその疑いがある場合、その他本方針に違反した場合又はその疑いがある場合は、直ちにお客様に対して報告するものとします。
4. 本条前各項に定める秘密保持義務は、本目的の終了後3年間有効に存続するものとします。
5. お客様と当社の間で、「RYOYO AI Techmate Program」に関するサービス利用契約が成立した場合、当社は、本方針にかかわらず、本秘密情報を、「RYOYO AI Techmate Program サービス利用契約約款」に基づき取り扱うものとします。

第3条（知的財産権の帰属）

1. 本方針に基づいて開示される本秘密情報は、すべてお客様に帰属するものとし、当社に対する本秘密情報の開示により、商標権、特許権、著作権、実用新案権、意匠権その他のいかなる知的財産権も当社に許諾又は譲渡されるものではないことを確認します。
2. 当社は、本秘密情報を利用して一切の工業所有権等の登録出願を行ってはならないものとします。

第4条（本秘密情報の返却、破棄又は消去）

当社は、お客様の要請があった場合は、お客様の指示に従い、お客様から受領した本秘密情報を返却、破棄又は消去するものとし、かつ、お客様の要請がある場合には、お客様に対し、本秘密情報を返却、破棄又は消去した旨の証明を書面にて提出するものとします。

第5条（損害賠償）

当社は、本方針の条項のいずれかに違反した場合、それによりお客様生じた損害（お客様が負担した弁護士費用は含まない。）につき、相当因果関係の範囲で賠償の責を負うものとします。

第6条（準拠法）

本方針は、日本法を準拠法とします。

第7条（協議解決、管轄裁判所）

本方針に基づき、お客様と当社の間で紛争が生じた場合、信義誠実の原則に則り、双方協議のうえこれを解決するものとします。当該協議により解決をみない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上